

定例記者会見 令和6年1月10日(水)	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 障がい福祉課 (電話059-229-3157)	障がい福祉担当参事 (兼) 障がい福祉課長 駒田 好彦

津市障がい福祉サービス事業所を
令和7年4月1日から民営化

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

津市障がい福祉サービス事業所を 令和7年4月1日から民営化



たるみ作業所



まつぼくり作業所



むくの木ワーク



コスモス作業所



新コスモス作業所
整備用地



はくさん作業所



はくさんホーム

令和6年1月10日

これまでの経緯 ①

現在の状況

- ・ 本市が条例に基づき以下の6施設を設置
- ・ 平成18年4月から指定管理者(社会福祉法人津市社会福祉事業団)が管理・運営

施設の名称	所在地	サービスの種類及び定員
たるみ作業所	垂水	生活介護 30人、就労継続支援(B型) 10人、日中一時支援 5人
まつぼっくり作業所	香良洲町	就労継続支援(B型) 10人
むくの木ワーク	芸濃町椋本	生活介護 20人、就労継続支援(B型) 15人、日中一時支援 3人
コスモス作業所	一志町井関	生活介護 20人、就労継続支援(B型) 15人、日中一時支援 5人
はくさん作業所	白山町八対野	生活介護 30人、就労継続支援(B型) 10人、日中一時支援 5人
はくさんホーム	白山町川口	共同生活援助(グループホーム) 6人

これまでの経緯 ②

令和3年8月10日 市議会全員協議会

- ・本市事業所6か所全てが利用者にとって非常に重要な事業所
- ・障がい福祉サービス事業の分野は民間事業者による事業参入が非常に進んでいる
- ・津市公共施設等総合管理計画において「民間事業者が実施できるものは基本的に民間事業者に任せる等、最大限、民間のノウハウやアイデア、技術等を活用すること」としている

- ・ 障がい福祉サービスの継続
- ・ 土地建物の譲渡又は賃貸借

を条件に

- ・ 民間事業者における管理運営の検討
- ・ 利用者やその家族、事業者等の意見を踏まえた公募案の検討

説明会の開催

■ 利用者やその家族への説明会

開催日時	参加者数
令和3年10月23日(土)	57名
令和3年10月24日(日)	34名

■ 事業者説明会

開催日時	参加事業者数
令和3年10月4日(月)	15事業者
令和3年10月8日(金)	8事業者

市内において、就労継続支援(B型)、生活介護または共同生活援助を行う事業者を対象

これまでの経緯 ③

説明会での意見を踏まえた
考え方の整理

「障がい者は環境の変化に弱いため現在の管理運営の形態を変えずに同じ場所で事業を継続してほしい」といった意見を踏まえ考え方を整理

令和4年2月15日 市議会資料送付

全ての事業所を包括的に管理運営することにより安定した経営が可能

事業所を分割せず一体的な事業として運営する事業者に譲渡又は賃貸借

説明会の開催

■ 利用者やその家族への説明会

開催日時	参加者数
令和4年 4月23日(土)	32名
令和4年 4月24日(日)	25名

■ 事業者説明会

開催日時	参加事業者数
令和4年 4月7日(木)	2事業者
令和4年 4月8日(金)	6事業者

これまでの経緯

④

説明会での意見を踏まえた
条件等の整理

「利用者やその家族の意見を参考にしてほしい」といった意見を
踏まえ条件等を整理

令和5年1月20日 市議会全員協議会

- 事業所6施設のうち、5施設が施設整備に係る国・県補助金の処分制限期間が未経過
 - ・むくの木ワークは有償貸付け ・それ以外の建物は無償貸付け ・土地は有償貸付
- 公募は条件等を整理し「条件付一般競争入札」

入札参加資格

- ▶ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスのうち、本市内において就労継続支援(B型)、生活介護及び共同生活援助の全てのサービスを提供する社会福祉法人等の法人格を有する者

入札条件

- ▶ 運営開始日から10年間、運営を継続すること
- ▶ 新コスモス作業所の整備を令和9年10月末日までに終え、完成後2か月以内に新作業所へ移転すること
- ▶ 引き続き利用を希望する利用者の全員を引き継ぐこと
- ▶ 利用者やその家族に運営方針等について十分な説明を行うこと など

説明会の開催

- 利用者やその家族
への説明会

開催日時

令和5年 2月25日(土)、26日(日)

参加者数

計53名

これまでの経緯⑤

令和5年7月3日 第2回市議会定例会

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例及び津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を可決 ▶ 令和7年4月1日施行

説明会での意見を踏まえた整理

令和5年8月21日 市議会資料送付

新コスモス作業所の整備に係る準備期間及び
令和7年4月1日から事業運営を開始するための準備期間を考慮

スケジュールを決定

入札条件の追加等

- ▶ 事業所を一体的に、令和7年4月1日から運営を開始すること
- ▶ 運営開始日から10年(5年毎の契約)以上、運営を継続すること
- ▶ 事業承継後も現在の名称を承継すること
- ▶ 新作業所の整備後の名称は、「コスモス作業所」を承継すること
- ▶ 指定管理者から運営を引き継ぐ落札者は、指定管理者が雇用している職員が引き続き勤務を希望する場合は、当該職員を雇用するよう努めること
- ▶ 現行のサービス水準(人員配置、定員、サービス提供時間等)以上を確保すること など

令和5年8月21日 入札公告

条件付一般競争入札

令和5年11月27日 入札(応札者 1者のみ)

賃貸借対象施設			売却対象地	
賃貸期間	契約金額	売却対象地	契約金額	
1 たるみ作業所	5年	津市一志町井関字若林 1769番5ほか3筆 新コスモス作業所整備用地	31,292,000円	
2 まつぼっくり作業所	3年1か月			
3 むくの木ワーク	5年			
4 コスモス作業所	2年9か月			
5 はくさん作業所	5年			
6 はくさんホーム	5年			
計	26,421,063円	賃貸借対象施設及び 売却対象地に係る 契約金額の合計	57,713,063円	

まつぼっくり作業所は建物の処分制限期間の経過に伴う有償化を検討するまでの賃貸期間
コスモス作業所は新コスモス作業所を整備し移転するまでの賃貸期間

運営事業者決定

社会福祉法人津市社会福祉事業団

令和5年12月13日 契約締結

説明会の開催

■ 利用者やその家族
への説明会

開催日時

令和5年12月16日(土)、17日(日)

参加者数

計52名

社会福祉法人津市社会福祉事業団とは

所在地

津市垂水1300番地30

団体名

社会福祉法人津市社会福祉事業団

代表者

理事長 前葉泰幸

設立年月日

昭和54年3月24日

市が出資金(300万円)を全額出資し設立

主たる事業

社会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業のうち

1. 乳児院の経営
2. 児童養護施設の経営

同条第3項に規定する第2種社会福祉事業のうち

1. 老人福祉センターの経営
2. 障害福祉サービスの経営
3. 特定相談支援事業の経営
4. 児童家庭支援センターの経営 など

基本財産

403,919,464円(令和5年3月31日現在)

職員数

144名(令和5年4月1日現在)

社会福祉法人津市社会福祉事業団の沿革

～平成17年12月31日	旧津市たるみ作業所、旧津市児童福祉会館(乳児院・児童養護施設)などを受託経営
平成18年1月1日	市町村合併により、合併前町村で設置した障がい福祉サービス事業所を受託経営
平成18年4月1日	これまで受託経営してきた施設を「指定管理者」として管理運営
平成29年3月6日	津市たるみ児童福祉会館(乳児院・児童養護施設)の新たな施設整備に向け市から整備用地を取得
平成29年3月22日	津市たるみ児童福祉会館(乳児院・児童養護施設)の新たな施設整備に向け工事契約を締結
平成30年3月11日	津市社会福祉事業団なないろの竣工式
平成30年3月31日	津市たるみ児童福祉会館の廃止に伴い指定管理終了
平成30年4月1日	津市社会福祉事業団なないろの事業開始に伴い、乳児院ましろ、児童養護施設なないろの運用開始

運営移行後の利点（令和7年4月1日～）

市

- これまで市が実施してきた障がい福祉サービスを社会福祉法人に任せられる
- 6か所全ての事業所を一体的に運営し、10年以上のサービス提供が確約される
- 建替時期が来ているコスモス作業所については、国県の施設整備補助金の活用が可能である社会福祉法人に任せられる

6事業所全ての継続・安定化

社会福祉法人津市社会福祉事業団

- 事業所6か所全てを自主事業にすることで、自ら経営方針を立て運営できる

自立による弾力的な運営

- 新コスモス作業所を整備することによる基本財産の充実
- 指定管理者制度から自主事業への転換に伴い、公立減算が適用されず、年間約760万円の報酬が増額

財務基盤の強化による経営の安定化

利用者にとって安心・安全な事業が継続

今後のスケジュール

施設の名称	R5年度		R6年度				R7年度				R8年度				R9年度				
	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
たるみ作業所	12/13 令和7年4月1日からの 貸借契約の締結	指定管理者による 管理・運営					4/1 条例廃止	令和7年4月1日～ 民間事業者として運営											
まつぼっくり作業所																			
むくの木ワーク																			
はくさん作業所																			
はくさんホーム																			
コスモス作業所	令和7年4月1日～ 民間事業者として運営					令和7年4月1日～ 民間事業者として運営			運 営 開 始										
新コスモス作業所 (津市とことめの里一志内 旧パターゴルフ場跡地)												令和9年10月31日までに新コスモス作業所の整備完了 整備完了後、2か月以内に新コスモス作業所へ移転し運営開始！							

問い合わせ



健康福祉部

障がい福祉課

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

TEL:059-229-3157

FAX:059-229-3334

定例記者会見 令和6年1月10日(水)	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
商工観光部 商業振興労政課 (電話059-229-3169)	商業振興労政課長 出口 真也

津市センターパレスホールを
交流拠点として活用可能な
民間事業者に移譲

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

津市センターパレスホールを 交流拠点として活用可能な 民間事業者に移譲



令和6年1月10日

津市センターパレスホールの概要・特長

概要

津市センターパレスホールは、**生活・文化の向上並びに福祉の増進を図り、津市の産業の発展に役立てることを目的に、株式会社百五銀行の寄付を受け、昭和60年4月に設置したホール。**
中心市街地で行われる各種式典、文化活動、会食など様々な用途に活用。

所在地

津市大門7番15号
津センターパレス5階・6階

構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建

規模

5階面積 1,008.24㎡
6階面積 111.86㎡
延床面積 1,120.10㎡

特長

津市センターパレスホールは、一般の公共ホールと違い、**会場内での飲食が可能。**
このため、文化芸術活動での利用よりも、民間主導でも対応ができる**謝恩会、懇親会など会食を伴う会合での利用が多い。**

	年間 利用日数	うち会食を 伴うもの	会食の 割合
令和元年度	130日	45日	35%
令和2年度	79日	33日	42%
令和3年度	95日	46日	48%
令和4年度	128日	53日	41%

津市の公共ホールの年度別設置状況(累計客席数)

河芸公民館大ホール(504席)

津市センターパレスホール(550席)

津リージョンプラザ お城ホール(605席)

一志高岡公民館 一志農村環境改善センター多目的ホール(370席)

美里文化センター文化ホール(336席)

サンデルタ香良洲多目的ホール(400席)

芸濃総合文化センター市民ホール(445席)

サンヒルズ安濃ハーモニーホール(600席)

年度	昭和53年	昭和60年	昭和62年	平成6年	平成8年	平成13年	平成16年	平成26年	令和2年
施設数	1施設	2施設	4施設	6施設	8施設	9施設	10施設	11施設	12施設
累計客席数	504席	1,054席	2,029席	2,765席	3,810席	4,080席	4,675席	4,975席	5,695席

その他、津市内の類似施設

- H5 メッセウイング三重(4,000席)
- H6 三重県総合文化センター(3,190席)
- H19 三重県教育文化会館(200席)
- H19 サン・ワーク津(180席)
- H25 中央公民館(200席) など

アストプラザ アストホール(270席)

▲H18.1
市町村合併

白山総合文化センター しらさぎホール(595席)

美杉総合文化センター 多目的ホール(300席)

久居アルスプラザ ときの風ホール(720席)

津市センターパレスホールを取り巻く環境

津市センターパレスホール供用前 市内(当時は旧津市)で一定規模のホール機能を有する施設は旧津市中央公民館(定員290人)及び旧三重県文化会館(定員1,300人)の2施設しかなく、生活、文化及び福祉の向上を目的としたホール機能が不足

津市センターパレスホール供用後 周辺に新たな公共ホールである津リージョンプラザお城ホール(定員605人)やアストプラザアストホール(定員270人)が供用を開始し市民の公共ホールの活用機会が増加

市町村合併後 各地域の文化センターや多目的ホールをはじめ、三重県総合文化センターや民間ホール等が増加したことによりホールが充実

津市センターパレスホールの利用は減少傾向

	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4
利用日	257日	189日	152日	195日	154日	155日	130日	79日	95日	128日
利用率	71.6%	52.6%	42.3%	54.3%	42.9%	43.2%	36.2%	22.0%	26.5%	35.7%

津市センターパレスホール廃止および売却の検討

津市センターパレスホール が抱える課題

1 公共ホールとしての役割

周辺に類似施設が立地したことなどにより、津市センターパレスホールの**利用者数は減少傾向**にあり、公共ホールとしての利活用は役割を終えつつある。

2 効率的な管理運営の在り方

ホールの管理運営に要する経費を使用料収入で充当できず**不足分の経費**(年間約1,250万円)を**一般財源に恒常的に依存**。

3 施設の老朽化への対応

開館から40年近くが経過し施設が老朽化しており、**床面・壁面及び空調設備の改修**に約1億3千万円が必要。

民間による利活用を想定した用途廃止と売却を検討

1 区分所有法に関する事項

敷地利用権のない区分建物を取得した場合、購入者は、他の区分所有者や敷地権者などから、**時価で売り渡すよう請求**されれば、**応じなければならない**。

2 敷地利用権に関する事項

現在は、津市と(株)津センターパレスが締結している使用貸借契約により、ホールの敷地利用権は保証されているが、売却により、当該契約は失効するため、**敷地利用権が保証されない**物件となる。

3 ホール活用への期待

民間に売却後も会食を伴う会合等での**ホール活用を期待**しており、ホールと同一階にある調理室を同一者が取得しなければ会食を伴う**会合等のサービス提供**ができなくなるおそれがある。

これらを踏まえ、まずは、本市以外の唯一の区分所有者である株式会社津センターパレスと交渉を行うことに

津市センターパレスホール活用に向けた検討の経過①

令和4年度

大門・丸之内における新たなまちづくりを検討する中で、利用者数の減、施設の老朽化等を踏まえた津市センターパレスホールの在り方検討を始める

令和5年3月16日

当ホールの利活用を庁内に照会 ▶ 新たな利活用の提案なし

令和5年3月28日

第42回津市公共施設等総合管理計画推進会議
津市センターパレスホールの今後の在り方について、民間による利活用を想定した用途廃止と売却の検討を開始することを承認

令和5年3月30日

施設の老朽化に対応するため、令和6年4月1日以降の使用を休止し休館するとともに、同日以降の使用に関する申請受付を停止することをお知らせ

津市センターパレスホール活用に向けた検討の経過②

令和5年度

令和5年5月22日

津市議会全員協議会

津市センターパレスホールの今後の方向性について、民間事業者への開放と、権利関係を踏まえて本市以外の唯一の区分所有者である(株)津センターパレスと交渉を行うことを協議



令和5年8月24日

第44回津市公共施設等総合管理計画推進会議

津市センターパレスホールを廃止し、(株)津センターパレスと交渉がまとまれば、同社に同ホールを売却することを承認

令和5年9月19日

(株)津センターパレスに津市センターパレスホール購入の意向を打診

令和5年10月26日

同社から提示価格で同ホールを購入する旨の意思表示を受理

民間移譲後の利点

市

- 民間活力を活用することで、中心市街地の新たな賑わいの創出につながる
- 施設の老朽化に伴う改修費(約1億3千万円)が不要、併せて管理運営経費不足分(年間約1,250万円)が削減できる
- 民間事業者に譲渡することで、固定資産税が課税され、税収増につながる

行政コストの効率化につながる

(株)津センターパレス

- 津センターパレスビルの他の区画と一体として賃貸可能
- ホールに隣接したバックヤードの調理室を利用すれば、大規模な人数の飲食を提供できる会場として活用可能
- 賃貸先との交渉が整えば、ホテル同様、新たな設備投資が期待できる

経営基盤の安定化が図られる

(株)津センターパレスへの売却により、ホテルとの一体的な運営など、センターパレスホールが大門・丸之内地区における**新たな賑わいや回遊を生み出す交流拠点**となることに**期待**

今後のスケジュール(株式会社津センターパレスとの契約等)

令和5年12月20日

市議会定例会にて「津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」が可決 ▶ 施行日 令和6年4月1日

令和5年12月26日

(株)津センターパレスに**ホール売却を決定**する旨を通知
売却額:10,696,900円(消費税等を含む金額11,766,590円)

令和6年1月中旬

同社と公有財産仮売買契約書を締結

令和6年3月31日

津市センターパレスホール廃止

令和6年4月1日

午前0時の経過をもって、本契約として成立

令和6年4月以降

売買代金の入金確認後、同ホールを同社に引き渡し、所有権を移転

問い合わせ



津市商工観光部商業振興労政課

TEL:059-229-3169

FAX:059-229-3335

E-Mail:229-3114@city.tsu.lg.jp

定例記者会見 令和6年1月10日(水)	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 福祉政策課 (電話059-229-3152)	福祉政策担当参事 (兼)福祉政策課長 吉住 充弘

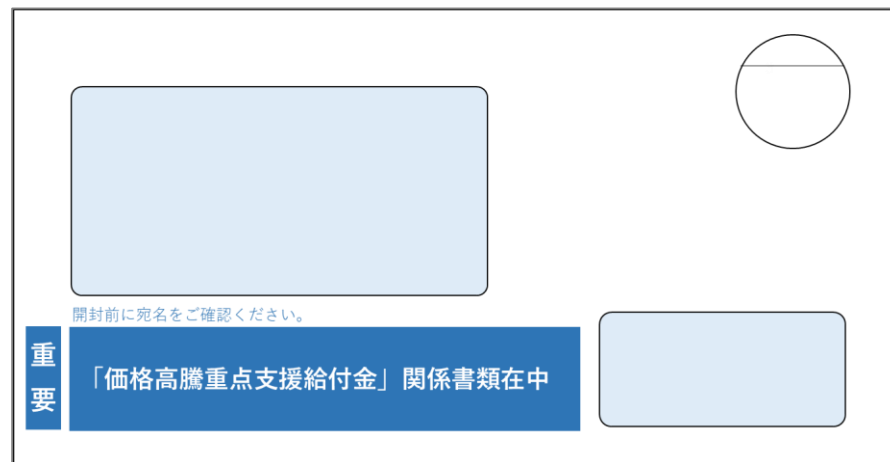
価格高騰重点支援給付金（7万円）給付事業
令和5年度住民税非課税世帯への
プッシュ型給付の実施
1月19日 確認書を発送・申請書の受付開始

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

価格高騰重点支援給付金(7万円)給付事業

令和5年度住民税非課税世帯への プッシュ型給付の実施

1月19日 確認書を発送・申請書の受付開始



令和6年1月10日

価格高騰重点支援給付金の経緯

令和5年度 価格高騰重点支援給付金給付事業(令和5年7月12日～9月29日)

令和5年度住民税非課税世帯等に対して
1世帯当たり3万円を支給

津市 支給済額(支給世帯数)

8億4,255万円(28,085世帯)

低所得世帯支援枠を追加的に拡大

令和5年11月2日 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 閣議決定

令和5年11月29日 国の補正予算(第1号)成立

1兆5,592億円のうち低所得世帯支援枠1兆592億円
住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を上限とする支援の実施

価格高騰重点支援給付金給付事業

津市において、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、国の「低所得世帯支援枠」を活用し、住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金の給付を決定

令和5年度一般会計補正予算(令和5年12月7日 議決)

総事業費 21億4,173万1千円

支給対象	30,000世帯(見込み)
給付額	1世帯当たり一律 7 万円

財源(国庫補助金 補助率10/10)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 21億4,173万1千円

給付対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)において津市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯や既に他の市町村(特別区含む)で住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)の支給を受けた世帯は対象外となります

津市から確認書を送付【プッシュ型】

給付対象となっても、以下の場合には申請が必要となります

- 令和5年1月2日以降の転入者で前住所地の課税情報が確認できない世帯
- 基準日以降に確定申告等により、世帯全員が住民税非課税へ変更となった世帯
- 基準日以前に課税対象者であった世帯員又は扶養者が死亡や行方不明により、本人が属する世帯員全員が住民税非課税となった世帯
- 基準日以前の離婚により、本人が属する世帯が住民税非課税となる世帯
- 配偶者等その他親族からの暴力(DV)等により避難しており、津市に住所を有していない場合

確認書の発送と申請書の受付

① 住民税非課税世帯のうち 津市で確認できた世帯

支給対象と思われる世帯に対して
津市から確認書を送付しますので
同封の返信用封筒にて返送してください

【プッシュ型の支給】

令和6年1月19日(金)
確認書を発送

提出期限は令和6年3月21日(木)まで
(当日消印有効)

② 住民税非課税世帯のうち 申請が必要な世帯

申請書を市ホームページから
ダウンロードして提出してください
※ 福祉政策課及び総合支所市民福祉課(福祉課)
窓口にも配置します

【申請による支給】



令和6年1月19日(金)から
申請書の受付開始

申請期限は令和6年3月21日(木)まで
(当日消印有効)

確認書による給付金の振り込みの流れ①

1 支給対象世帯主が確認書を確認・必要事項を記入

- ・確認欄にチェック☑
- ・世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入

【確認書抜粋】

■世帯主の方が記入してください。
 確認欄(以下の項目を確認し、①～③の全てに該当する場合は□に✓(チェック)を入れてください)

確認欄	<input checked="" type="checkbox"/>	① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
	<input checked="" type="checkbox"/>	② 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
	<input type="checkbox"/>	③ 既に他の市町村(特別区含む。)で住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

- ※チェックがある場合限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。
- ※回答内容について、税務情報等に基づき確認させていただくことがあります。
- ※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
- ※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- 住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、回答期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。
- ※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません。□】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記支給口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、

【確認書】

(世帯主名)

価格高騰重点支援給付金支給要件確認書

価格高騰重点支援給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき支給対象者と見込まれるため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、までにこの確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	
支給口座	

■世帯主の方が記入してください。
 確認欄(以下の項目を確認し、①～③の全てに該当する場合は□に✓(チェック)を入れてください)

確認欄	<input type="checkbox"/>	① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
	<input type="checkbox"/>	② 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
	<input type="checkbox"/>	③ 既に他の市町村(特別区含む。)で住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

- ※チェックがある場合限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。
- ※回答内容について、税務情報等に基づき確認させていただくことがあります。
- ※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。
- ※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- 住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、回答期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。
- ※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません。□】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

上記支給口座欄が空欄の場合は、希望する項目の□に✓(チェック)を入れて、必要に応じて以下の欄に記入してください。

- ①世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込みを希望します。(通帳の写しは不要)
- ※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ②下記の口座への振込みを希望します。(通帳の写しが必要。長期間入金出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※下欄に記入の上、振込先金融機関口座確認書類と本人確認書類を裏面に添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.協栄連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	※支店 ※支所 ※出張所	1.普通 2.当座	※右詰めでご記入ください。	※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号(※科目がある場合は※欄にご記入ください。)	通帳番号	口座名義(カナ)
		※右詰めでご記入ください。	※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。			

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、左記の連絡先までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の代理確認・受給に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・眞正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ← 法定代理人の場合は、 委任方法の選択は不要です。□	世帯主氏名	署名(又は記名押印)

※代理人の本人確認書類を裏面に添付してください。また、代理人が世帯主と同一世帯でない場合は、世帯主と代理人の関係を証する書類の写しを添付してください。

確認書による給付金の振り込みの流れ②

2 振込口座の選択

確認書に記載済みの
口座を希望

口座に関する
手続きは不要

確認書に記載済みの口座以外を希望(記載がない場合を含む)

マイナポータル等から登録した
公金受取口座を希望

◆ 公金受取口座への
振込希望欄にチェック☑

口座情報の記入・添付資料不要

公金受取口座以外の
口座を希望

- ◆ 下記の口座への振込希望欄にチェック☑
- ◆ 受取口座記入欄に記入
- ◆ 指定口座の通帳等の写しを添付
- ◆ 世帯主の公的身分証明書等の写しを添付

3 同封の返信用封筒で確認書を返送

確認書を受理後、記入漏れ等がなければ、1週間～10日程度で指定の口座へ振り込み

窓口・コールセンター

価格高騰重点支援給付金の臨時窓口及び専門の電話相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します

価格高騰重点支援給付金窓口

本庁舎8階 81会議室

※令和6年3月29日まで

津市の「価格高騰重点支援給付金」専用コールセンター

0120-575-890

令和6年1月15日(月)~

受付時間 8時30分~17時15分

開設期間 令和6年1月15日(月)~令和6年3月21日(木)

(土・日曜日、祝・休日を除く)

問い合わせ



**健康福祉部 福祉政策課
価格高騰重点支援給付金窓口**

本庁舎8階 81会議室

電話番号 059-229-3152

※令和6年3月29日(金)までの臨時窓口となります

※令和6年4月1日(月)以降は、
本庁舎1階の福祉政策課が窓口となります



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください

定例記者会見 令和6年1月10日(水)	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局生涯学習課 (電話059-225-7172)	青少年担当副参事 高松 伸幸

令和6年1月14日
学童保育就職フェアを開催!

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

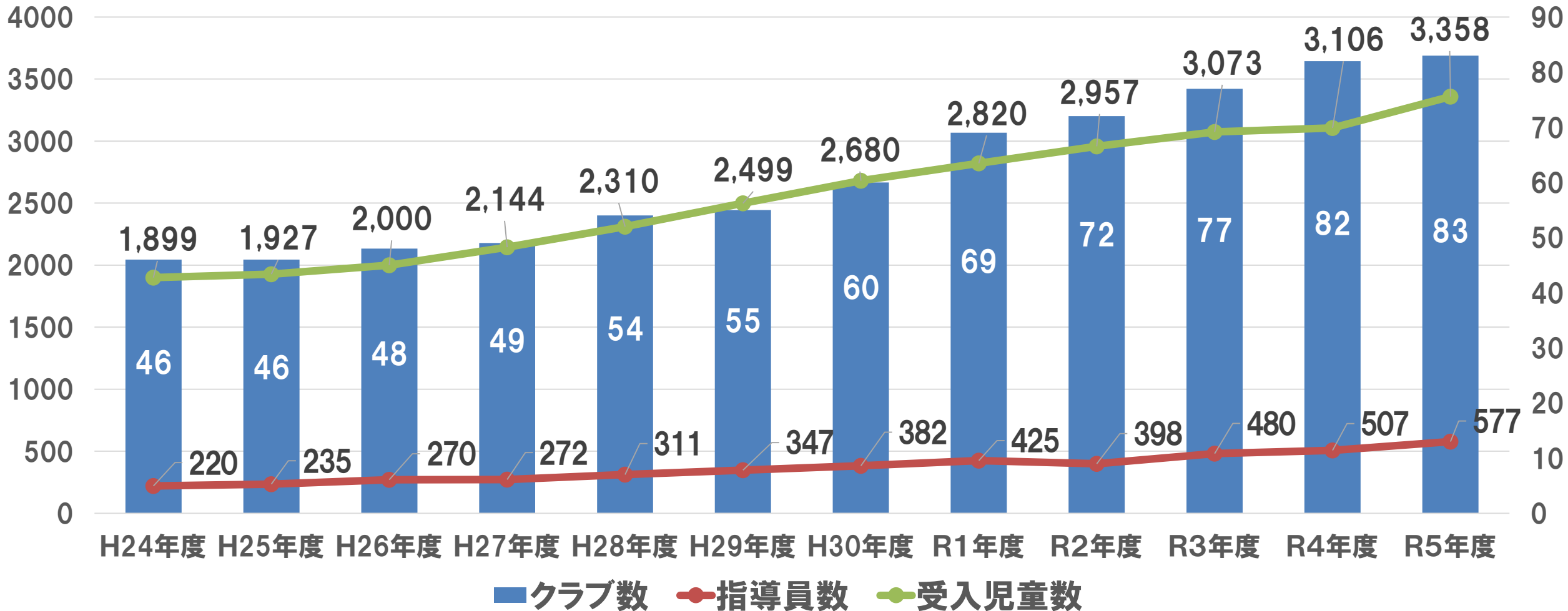
令和6年1月14日 学童保育就職フェアを開催！



令和6年1月10日

津市の放課後児童クラブの現状

津市教育委員会



▶ 放課後児童クラブ数と受入児童数は年々増加傾向

▶ 学童保育指導員は慢性的に不足

放課後児童支援員認定資格研修で認定を受けた放課後児童支援員(資格有)、
補助員(資格無)がともに不足

各放課後児童クラブの対応

- ハローワークへ求人募集
- 友人や知り合い等を通じて募集

津市の対応(各放課後児童クラブからの依頼を受けて)

- 市ホームページに放課後児童支援員等の募集記事を掲載
- 広報津に放課後児童支援員等の募集記事を掲載
- 津市行政情報番組で各クラブによる募集の呼びかけを放送

それでも支援員等がまだ足りないので更なる対応が必要
(令和5年2月13日付で津市学童保育連絡協議会からも要望)

募集方法の1つとして新たに市主催による学童保育就職フェアを開催

学童保育就職フェアの開催概要

津市教育委員会

令和6年1月14日  10時～12時 ※ 時間内の入退場自由

日時 ・ 内容

- ・ 放課後児童クラブの仕事内容・やりがい等についての説明
 - ・ 市内の各放課後児童クラブとの面談
- ※ 事前の予約や履歴書等の持参は不要
- ※ 服装自由

会場

津市中央公民館 ホール
(津市大門7番15号 津センターパレス2階)

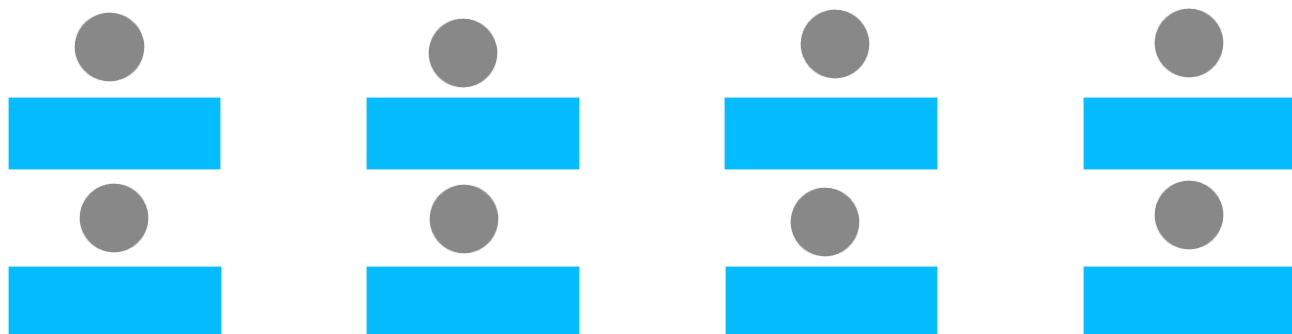
対象者

放課後児童クラブの仕事や子どもと接する仕事に興味のある人
(放課後児童支援員の資格のない方も大歓迎)

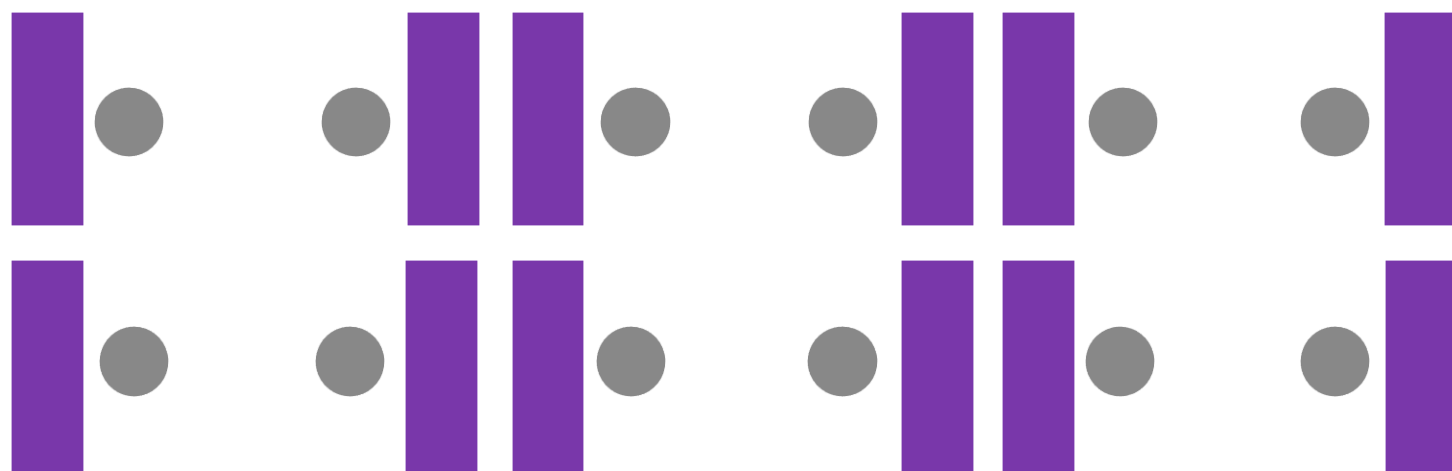
出入口

受付

放課後児童クラブの仕事内容の説明



各放課後児童クラブとの面談(個別ブース)



参加する放課後児童クラブ(運営団体)

- ・ 養正地区放課後児童クラブきの子
 - ・ 観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会
 - ・ 新町地区放課後児童クラブわかば会
 - ・ 藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会
 - ・ 高茶屋地区放課後児童クラブさくら会
 - ・ 白塚地区放課後児童クラブはまっ子会
 - ・ 片田地区放課後児童クラブ青空会
 - ・ 豊が丘地区放課後児童クラブやまもも会
 - ・ 南が丘地区放課後児童クラブたんぽぽクラブ
 - ・ 広域対応型学童保育どんぐりの家
 - ・ 上野放課後児童クラブ上野どんぐり会
 - ・ 千里ヶ丘放課後児童クラブひまわり会
 - ・ 棕本地区放課後児童クラブ芸濃KIDS
 - ・ 一志西地区放課後児童クラブとことめキッズ
 - ・ 一志東地区放課後児童クラブアドバンスキッズくらぶ
 - ・ 立成地区放課後児童クラブげんきっず
 - ・ 北立誠地区放課後児童クラブたつの子会
 - ・ 南が丘・久居学童クラブぴーす
 - ・ 一身田地区放課後児童クラブつくし会
 - ・ 明地区放課後児童クラブ明っ子
 - ・ 放課後児童クラブあゆみ野・のぞみ
 - ・ 村主放課後児童クラブすぐりんクラブ
 - ・ 西が丘地区放課後児童クラブ杉の子会
 - ・ アフタースクールMiRAi
 - ・ 誠之放課後児童クラブ
- (以上25団体)

11月

- 広報津11月16日号に掲載

- 市ホームページに詳細な内容を掲載

12月

- 三重短期大学にチラシを設置
- 高田短期大学を通じて同短期大学学生へ案内を一斉送付
- 小学校・中学校を通じて
まちcomiメールで保護者へ通知



津市

学童保育の仕事や子どもと接する
仕事に興味のある人、大歓迎♪

学童保育 就職フェア

2024年 受付開始 9:30

1月14日(日) 10:00~12:00

- 会場: 中央公民館2Fホール(津市大門7-15 センターバレスビル)
- 出展団体: 津市内の学童保育事業所
- 参加料無料、入退場自由、服装自由 どなたでも参加できます!

主催 津市教育委員会
共催 津市学童保育連絡協議会



**津市教育委員会事務局
生涯学習課 青少年担当
（津市青少年センター）**

〒514-0027

津市大門7番15号 津センターパレス2階

電話番号 059-225-7172

ファクス 059-228-4756

E-Mail 225-7172@city.tsu.lg.jp

